

改定 H.26.1

建設工事に係る

新公共調達制度

和歌山県

新公共調達制度の導入にあたっては、和歌山県公共調達検討委員会からの提言をもとに、県民・建設事業者・建設業関係団体等からのご意見を踏まえ、**事業を効率的かつ効果的に執行するのはもちろんのこと、工事における品質を確保し和歌山県の建設業界が健全に発展できるよう、新「業者評価制度」や「総合評価方式」の本格導入を行った上で、条件付き一般競争入札を全面实施**しています。

新公共調達制度の主な内容

1 品質・技術の評価・審査を踏まえた条件付き一般競争入札の全面導入

- ◆全ての公共工事(政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く)において、**指名競争入札を原則廃止し、条件付き一般競争入札を導入**しています。

2 品質確保と優良業者育成を目指した新「業者評価制度」の導入

- ◆3つの観点から業者評価を行う新「業者評価制度」を導入しています。
 - ①**不良不適格業者の排除** → 入札参加資格審査の厳格化と施工体制のチェック強化
 - ②**工事における品質の確保** → 技術力、施工実績等を重視
 - ③**地域社会の要請に応える県内優良業者の育成** → 災害時の貢献等を評価項目に追加

3 地域要件の拡大

- ◆土木一式工事について、予定価格に応じて、県内を1・3・6・9ブロックに分け**地域要件を拡大**しました。

4 和歌山県の実情を踏まえた総合評価方式の積極的な導入

- ◆対象工事の拡大
工事における品質を確保するため、原則として**予定価格3千万円以上の全ての工事**で導入しています。
- ◆新「業者評価制度」データの有効活用
新「業者評価制度」による品質の向上に関する情報をデータベース化し、これらの情報を**総合評価方式に有効に活用**しています。このことにより、総合評価方式における評価が効率的となり、対象工事の拡大による、件数の増加に対応することができます。

5 県内業者の育成

- ◆**県内業者により施工が可能と見込まれる工事は、可能な限り県内業者に発注**しています。
- ◆**県外業者の入札参加は、次に該当する場合に限定**しています。
 - ①県内に施工可能な業者がいない工事、または県内業者のみでは競争性が確保できないと思われる工事
 - ②県外業者の高度な技術力を必要とする工事、県内業者への技術移転が必要な工事

6 ダンピング対策

- ◆**最低制限価格、低入札調査基準価格の事後公表及び算定方法の見直し**
安易な「くじ」による落札決定を防ぎ、工事の品質確保を図る観点から、「**最低制限価格**」及び「**低入札調査基準価格**」を**事後公表**とし、開札結果と同時に公表しています。
また、算定方法については、「**最低制限価格**」は**和歌山県独自の算定式**を採用し、「**低入札調査基準価格**」は中央公契連モデルを採用しています。
- ◆**大規模工事の予定価格の事後公表**
予定価格の事前公表が、適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、**当面、原則として予定価格1億円以上の工事について、予定価格を事後公表**としています。
- ◆**不適格行為等による処分**
一括下請負、粗雑工事、安全対策の欠如による事故などを防ぐために、入札参加資格停止措置などを行っています。
- ◆**低価格入札工事対応**
低入札調査基準価格を下回った金額で応札し契約に至った工事については、契約保証金の保証割合の引き上げや、品質確保のため重点監督を実施し、立入調査の強化等を行っています。

新業者評価制度

新業者評価制度では、①不良不適格業者の排除 ②工事における品質の確保 ③地域社会の要請に応える県内優良業者の育成、という3つの課題を全て解決するため、和歌山県独自の評価項目を数多く導入しています。(最大850点)

経営事項審査の総合評定値

最大2,134点



和歌山県の独自評価点数(地方基準点数) ※平成26・27年度 資格審査用

最大850点

コンプライアンス(地域社会の要請への適応)の観点からの業者評価			最大440点
分野	項目	評価の基準	付与点数
法令遵守	★ 独禁法の遵守体制の整備	体制整備を行った場合、30点を加算	30
	★ 暴力団等排除への取組	不当要求防止責任者講習を受講した場合、30点を加算	30
災害復旧への貢献	★ 災害時等対応重機の所有	バックホウまたはトラクターショベルとダンプトラック(いずれも運転者付き)所有で30点を加算	30~60
	★ 災害時対応仮設資材の所有	H型钢:3t所有で10点を加算。鋼矢板:8t所有で10点を加算	10~20
	★ 大規模災害時の応急対策業務の取組	県と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、40点を加算。また、市町村と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、10点を加算。(ただし、県との協定締結と重複加算は行わない)	10~40
	★ 災害時等緊急対応への貢献	国、地方公共団体又は施工実績認定基準に定める法人の要請により和歌山県内において、災害時等緊急対応した場合、又は路面凍結等の不測時に緊急対応した場合、1工事につき20点を加算	20~60
環境等への配慮	★ ISOシリーズの認証取得	9000シリーズの認証を取得した場合、20点を加算 14000シリーズの認証を取得した場合、20点を加算	10~40
	★ エコアクション21の認証取得	エコアクション21の認証を取得した場合、10点を加算(ただし、ISO14000シリーズとの重複加算は行わない)	10~20
	★ 産業廃棄物の処理体制	処理施設を設置して処分業を行っている場合20点、処分に係る委託契約を行っている場合10点、収集運搬業を行っている場合10点を加算	10~20
労働安全衛生確保への取組	労働安全衛生法関係資格者数	有資格者1名につき2点を加算(上限10人)	2~20
	★ 労働災害防止への取組	建設業労働災害防止協会の会員である者に10点を加算	10
雇用・労働者福祉への配慮	常時雇用者人数	総雇用者数により加算する。雇用者1名につき2点を加算(上限30人)	2~60
	★ 障害者雇用	法定義務建設業者(50人以上雇用)は、雇用率(2.0%以上)を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用した場合、20点を加算 非法定義務建設業者は、障害者を1名以上雇用している場合、20点を加算	20
建設産業の振興	★ 建設業関連学科新規卒業生雇用	新規卒業生(卒業後、1年未満の雇用に限る)の雇用1名につき、10点を加算(上限3人)	10~30

品質確保のための業者評価

最大410点

分野	項目	評価の基準	付与点数
施工能力	工事成績	工事成績評定点65点を基準として加算・減点を行う	△60~110
	★ 高得点工事成績	工事成績評定点が75点以上の場合、30点を加算	30~60
	★ 和歌山県優良工事表彰	和歌山県優良工事表彰を受けた場合、30点を加算	30
	技術者数	技術者数に応じ加算 1級技術者…10点 2級技術者…5点 その他技術者…3点 ※技術者は経営事項審査で規定する者	3~180
	技術力向上への取組(CPD)	推奨単位数以上の単位を取得をした技術者1名につき2点を加算(上限5人)	2~10
	★ 優秀施工者国土交通大臣顕彰	優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた技術者を1名以上雇用している場合、20点を加算	20

★印は、6ヶ月ごとの点数見直しの対象となる項目



ランク付け(格付け)のための総合点数

- 建設工事入札参加資格審査取扱い基準 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/kijun.pdf>
- 建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/sougou.pdf>
- 工事成績評定要領 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081600/hyoutei/>

発注基準額と地域要件

工事を適正に施工し品質を確保するためには、施工能力等に応じた発注が必要です。このため各工種ごとに県内統一のランク付けを行い、ランクごとに発注基準額を定めています。

■ 格付け基準及び発注基準 ⇒ http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/kaku_kijun.pdf

ランク付け(格付け)の方法と発注基準額

- 土木一式工事については、総合点数によりA～Dの4つのランクに格付けを行っています。
- 建築一式工事、管工事、電気工事については、総合点数によりA～Cの3つのランクに格付けを行っています。
- その他の工種については、全ての入札参加者をWという一つのランクに格付けを行っています。
- 平成26-27年度のランク付けに適用する総合点数と発注基準額は、次のとおりです。

工種	ランク	総合点数	発注基準額	備考
土木一式工事	A	1,000点以上	3,000万円以上	■直近下位ランクへの入札参加については当分の間見合わせます。
	B	880点～999点	1,500万円以上3,000万円未満	
	C	750点～879点	500万円以上1,500万円未満	
	D	750点未満	500万円未満	
建築一式工事	A	700点以上	3,000万円以上	■上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。ただし、所在地が和歌山市のAランク事業者はBランクまでとします
	B	600点～699点	1,000万円以上3,000万円未満	
	C	600点未満	1,000万円未満	
管工事	A	690点以上	3,000万円以上	■上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。ただし、所在地が和歌山市のAランク事業者はBランクまでとします
	B	580点～689点	800万円以上3,000万円未満	
	C	580点未満	800万円未満	
電気工事	A	660点以上	3,000万円以上	■上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です
	B	520点～659点	800万円以上3,000万円未満	
	C	520点未満	800万円未満	
その他の工種(専門工事)	W	すべての入札参加者		■とび・土木・コンクリート工事、鋼構造物工事、ほ装工事等

■ 入札参加資格認定結果 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kennai/index.html>

土木一式工事の地域要件

○ 土木一式工事については、下表のとおり地域要件(入札に参加することができる地域設定)を定めています。

○ 土木一式工事以外の工種については、あらかじめ地域要件を定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めることとしています。

ランク	予定価格	地域要件			
		ブロック数	地域割り(建設部の組み合わせ)		
A	1億円以上	1	県内一円		
	5,000万円以上 1億円未満	3	海草・海南・那賀・伊都 有田・日高 西牟婁・串本・新宮		
	3,000万円以上 5,000万円未満	6	海草・海南 日高	那賀・伊都 西牟婁	有田 串本・新宮
B	1,500万円以上 3,000万円未満	9	海草	海南	那賀
C	500万円以上 1,500万円未満		伊都	有田	日高
D	500万円未満		西牟婁	串本	新宮

専門工事

土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事以外の工事(専門工事)は、専門的な技術や施工機械を必要とする工事であるため、入札公告において、**技術者条件や施工実績等専門工事の特性に応じた条件を付**しています。なお、新規参入業者や実績を持たない業者にも入札参加機会が得られるよう、小規模な工事においては、これらの実績を求めない工事を設けています。

総合評価方式の積極的な導入

公共投資が減少している中、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者が多くなることにより、工事の品質の低下が懸念されています。そのため、**価格と品質で総合的に優れた調達**を実施することが必要と考えられ、具体化されたのが「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)に位置づけられた総合評価方式です。和歌山県では、**一層の品質確保を図るため、原則として予定価格3千万円以上の全ての工事**で、総合評価方式を導入しています。なお、和歌山県では新「業者評価制度」の導入に伴い、品質の向上に関する情報をデータベース化しているため、総合評価方式の手続きが効率的に実施できます。

評価値の算出方法

総合評価方式では、評価値の高い応札者が落札者となります。

$$\text{※評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点(※基礎点:100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5$$

※ 評価値は小数点第4位止めとし、小数点第5位を四捨五入します。 ※ 基礎点は、応札した全ての業者に与えられます。

○技術提案の評価内容について、必要に応じ当該業者の結果を説明します。

総合評価方式の型式

特別簡易型^{注)} 予定価格3千万円以上1億円未満の工事に適用

施工計画の評価を要件とせず、「配置予定技術者の能力」「地域貢献」の定量化された項目により評価しています。

$$\begin{array}{rcccl} \text{加算点} & = & \text{配置予定技術者の能力} & + & \text{地域貢献} \\ \text{(6点)} & & \text{(3点)} & & \text{(3点)} \end{array}$$

標準型 予定価格1億円以上の工事に適用

技術上の工夫等一般的な技術提案を求める「具体の技術提案」のほか、「配置予定技術者の能力」等定量化された項目により評価しています。

$$\begin{array}{rcccl} \text{加算点} & = & \text{具体の技術提案} & + & \text{企業の施工能力} & + & \text{配置予定技術者の能力} & + & \text{地域貢献} \\ \text{(11点)} & & \text{(5点)} & & \text{(0点)} & & \text{(3点)} & & \text{(3点)} \\ \text{〈11点〉※} & & & & \text{〈2点〉※} & & \text{〈2点〉※} & & \text{〈2点〉※} \end{array}$$

※ 県外業者との混合入札の場合

注)入札手続期間の短縮と早期発注による緊急経済対策のため、平成21年2月から予定価格5千万円以上1億円未満の工事について、特別簡易型を適用しています。

学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたっては、地方自治法及び同法施行令に基づき、**学識経験者等で構成する第三者委員会の意見を聴く**こととしています。

特に定量的な評価が困難な具体の技術提案等については、**審査の透明性を確保するため、第三者委員会を開催し、評価**を行っています。

■ 公共工事の品質確保(建設工事)

⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

最低制限価格及び低入札調査基準価格

和歌山県では、工事の品質確保やダンピング防止のため、最低制限価格及び低入札調査基準価格を設定しています。なお、これらの価格は事後公表としています。また、価格は下記の式により算定しています。設定範囲は予定価格の7.0/10以上としています。

最低制限価格

原則として予定価格1億円未満の工事に設定

$$(\text{直接工事費} \times 100\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \\ \times \text{※}^1 \text{法定消費税相当額} \times \text{※}^2 \text{ランダム係数}$$

低入札調査基準価格

原則として予定価格1億円以上の工事に設定

$$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \\ \times \text{※}^1 \text{法定消費税相当額} \times \text{※}^2 \text{ランダム係数}$$

価格の算定にあたっては、開札と同時にランダム係数を発生させ、これに乗じることにより価格を変動させます。

※1 資産の譲渡予定日に適用される税率

※2 一定の範囲で無作為に発生させる係数

[低入札価格調査]

低入札調査基準価格を下回った場合は当該入札価格で適正な工事の施工が可能か調査を行った上で、落札者を決定しています。※見積額の内訳が、次に示す予定価格の各費用に率を乗じた額のいずれかに満たない場合は、**特別重点調査**の対象とし、通常の低入札価格調査で求める資料に加えて添付資料を求め、積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものかどうか等、特に重点的に調査を実施します。【直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%】

■ 低入札価格調査 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyu/index.html>

予定価格の事後公表

予定価格については、平成14年8月から事前公表としてきましたが、適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、**当面、原則として予定価格1億円以上の工事について、予定価格を事後公表**としています。

適正な積算・発注について

- ◆ 県内業者の健全な育成・発展を図るため、県内業者で施工可能な公共工事については、県内業者に発注することを原則としています。
- ◆ 現場条件を反映した適正な積算に努めています。
- ◆ 生コンクリート、アスファルト合材、骨材等の建設資材は、概ね3ヶ月に一度単価見直しを行うなど、実勢価格を反映した単価設定に努めています。

民間工事实績等の認定

公共機関の発注が少ない建築工事等について、民間工事の実績や下請工事の実績であっても、外部委員で構成する和歌山県建設工事等実績認定審査会で審査し、公共機関の実績を有する者と同等の能力が認められれば、入札参加を認めることとしています。

県産品の積極的な活用について

県産品については、工事において積極的に活用を図ったものは当該工事の工事成績評価(工事成績)にて加点評価するとともに、総合評価方式の入札においても、**過去に県産品を活用した工事(工事成績で加点評価されたもの)の実績で評価**していましたが、平成23年4月1日からは、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合についても評価の対象としています。

代表的な県産品

加工された間伐材や木製品など紀州材の建設資材
和歌山県内の工場などで生産・加工されたコンクリート製品など

■ けんさんびん ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

不正および不適格行為による格付け取消とランクダウン

ペーパーカンパニー等の**不良不適格業者を排除し優良業者の育成を進めるために**、格付けの一時取消しやランクダウン制度を導入しています。

格付けの一時取消し

項目	格付け(ランク)の一時取消し条件	取扱基準
外注費比率・技術者数	完成工事原価に占める外注費の割合が95%以上、かつ技術者が1名	取消条件が解消するまでの間、格付けを取消し
営業所実態	許可標識不掲示、常時転送電話、契約書など帳簿類が保管されていない等、実態が伴わない場合	

ランクダウン

項目	ランクダウンの適用される条件	取扱基準
工事成績等	著しく工事成績が低い場合(工事成績評定点が55点未満)	90日の ランクダウン
	施工体制Gメンによる指摘を受けた場合(1年以内に指導書の累積2枚または改善勧告書1枚)	
工事実績情報システム	システムへの登録を怠った場合	
資格認定後の再審査	加点の条件を満たさなくなったにもかかわらず、届出を怠った場合	
産業廃棄物管理票	適正な処理を行わなかった場合	
労働保険	雇用保険未加入の場合又は保険料の未納がある場合	
社会保険	社会保険未加入の場合又は保険料の未納がある場合	

公共工事からの暴力団等の排除について

公共工事から暴力団等(暴力団、暴力団関係者)を徹底排除するために、**建設業許可から工事の竣工に至るまで、あらゆる段階で対策を講じています。**和歌山県の発注する建設工事に入札参加される建設業者の皆様方が、暴力団等から不当な要求を受けた場合は、必ず相談窓口にご相談下さい。

建設業からの暴力団等の排除

建設業許可審査の際、代表者・役員などが、暴力団等でないかどうかを確認し、該当する場合は、不許可処分としています。

入札参加資格審査における暴力団等の排除

代表者・役員などが、暴力団等で経営に関与している場合には、入札参加資格を認定しません。なお、入札参加資格を認定した後に、代表者・役員などが暴力団等になったことが判明した場合には、入札参加資格の認定を取り消します。また、暴力団等の関与する暴力団等を利用する企業であることが判明した場合には、入札参加資格の停止措置を行います。

落札・契約後における暴力団等の排除

県・建設業者・警察の三者が一体となって、暴力団等からの不当要求などを排除するため、不当要求マニュアル講習を開催しています。工事請負契約の締結後であっても、暴力団等が関与する企業であることが判明した場合や、暴力団等を利用するなどの関わりが認められた場合は、契約中であっても当該契約を解除します。

工事施工時等における暴力団等の排除

暴力団等から、下請契約や資材購入等で不当要求を受けた場合は、県及び警察に通報・届出を行ってください。
(※もし通報・報告を怠った場合には入札参加資格停止となります。)

不良不適格業者の排除方策と不当要求行為等の防止策

- 平成24年12月から、公共機関の職員への脅迫的な言動や暴力を用いた者及び入札制度に関して虚偽の風説を流布する等により入札制度の信用を毀損した者に対して、入札参加資格の認定拒否・取消及び入札参加資格停止を行うこととしています。
- 平成25年8月から、請負者並びに受託者に対し、不当要求行為等を受けた場合の発注者への報告、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査への協力等に関する誓約書の提出を義務付けています。
- 不良不適格業者の排除方策と不当要求行為等の防止策の強化 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/seiyaku.pdf>

営業所調査について(県内建設業者)

すべての入札参加資格者を対象に、営業所の実態調査を実施しています(事前連絡無し)。
なお、調査において県で定めた営業所の基準を満たしていない場合は、まず口頭で改善を求め、一定の期限までに改善の確認ができない場合は、改善の確認ができるまでの間、入札参加資格の格付けを一時取り消します。

※県で定めた営業所の基準や調査方法等については、ホームページで公開しています。

- 営業所調査 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/eigyosyotyousa/index.html>

技術者重複による受注の防止について

建設業法により、請負価格が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の公共工事では、現場毎に専任の技術者の配置が求められています。そのため、和歌山県では県工事の入札参加者に対し、**市町村発注工事を受注した場合にも、「工事実績情報システム(コリンズ)登録」を義務付け**、専任技術者の重複の有無を確認しています。
なお、和歌山県では、専任の主任技術者は工事現場間の移動距離が5km程度以内の同一業種の工事の場合は2件まで兼務することができます。

電子入札の適用について

従来の紙による入札手続きをインターネット上で行うことにより、入札者及び発注者のコスト削減、事務の効率化を図っています。

建設工事 予定価格500万円以上の工事★

建設工事に係る委託業務 全ての業務

- ★ほ装工事については予定価格にかかわらずすべての工事で適用しています。その他の予定価格500万円未満の建設工事に係る電子入札の適用については、今後の実施状況等を踏まえて検討します。
- 電子入札にご参加いただくためには、パソコン、ソフトウェア、ICカード等をご準備いただくほか、パソコンの設定や利用者登録が必要です。詳細は、和歌山県技術調査課のホームページをご覧ください。
なお、電子入札システムの操作方法、パソコンの設定についてご不明な点がございましたら、電子ヘルプデスク(0120-032-092(平日9:00~17:30))へお問い合わせください。
- 和歌山県公共工事等電子入札システム ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>
- 和歌山県が実施する建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札情報(一部の発注機関分は除く)は、和歌山県技術調査課のホームページからご覧いただけます。
- 和歌山県公共工事等入札情報システム ⇒ <https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp>

建設業者の資金調達の円滑化のための取り組み

和歌山県では、建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事の工事代金の支払い手続きを迅速に行うとともに、従来の部分払と比較して工事代金の受領が早くなるように中間前金払制度を導入しています。**中間前金払制度**は、当初の前払金に追加して工事代金の20%を受領することができる制度です。

■中間前金払制度 ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/chukan/index.html>

新公共調達制度の相談窓口

新公共調達制度について、直接、県民・事業者のご意見をお聴きするため、「新公共調達制度相談窓口」を設置しています。

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
県土整備部技術調査課	0120-232-049	有田振興局建設部	0737-64-1267
県土整備部公共建築課	073-441-3243	日高振興局建設部	0738-24-2918
海草振興局建設部	073-423-5961	西牟婁振興局建設部	0739-26-7960
海草振興局海南工事事務所	073-483-4824	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755
那賀振興局建設部	0736-61-0028	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9623
伊都振興局建設部	0736-33-4937	和歌山下津港湾事務所	073-431-7266

■ご相談時間は、9:00~17:45です。(土曜日、日曜日、祝日を除く)

技術調査課ホームページ ⇒ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

公共調達フリーダイヤル：0120-232-049

～未来に羽ばたく元気な和歌山～



このパンフレットは、再生紙と環境にやさしい植物性大豆インクを使用しています。